**山梨工業会東京支部　慶弔規定**

1. 会員の逝去を知りえた場合には、その旨を速やかに事務局に連絡する。
2. 現役の役員（顧問含む）が逝去した場合、香典・供花などにより哀悼の意を表し、後日、役員会、総会等にて報告する。
3. 第２条による役員への弔意は次のとおりとする。
   1. 支部長の場合は、香典／供花として原則総額２万円以内、その他役員の

場合は、香典（ご霊前）として原則１万円とする。

* 1. 弔電、会葬については、状況に応じ適宜判断する。
  2. 後日連絡を受けた場合には、香典（ご仏前）で処理をする。

1. 会員中、破格の栄誉を受けた者は、適宜、役員会に諮り祝意を表し、金一封を奉じる。
2. 本会に対し多大な貢献を行った者に対して、適宜、役員会に諮り感謝の意を表し、記念品を奉じる。
3. その他、必要事項があれば適宜、役員会に諮り決定する。

付則１.　この規定は2021年7月8日から施行する。